

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令

(昭和四十六年六月二十四日農林省令第四十七号) 最終改正：平成二二年六月一六日環境省令第一一号

が平成 24 年 8 月 6 日改正施行されました。

主な改正点は以下のとおりです。

- ① 分析方法が従来の 2 種類から 6 種類に増えました。
- ② 原子吸光分光法の標準品に市販の標準品や市販の塩酸が使用可能になりました。
- ③ 別表 1 のケルダールフラスコの表記が分解容器に変更されました。
- ④ 原子吸光分光光度計の単位の表記がオングストロームからナノメートルに変更されました。
- ⑤ 別表が以下の通り追加・変更されました。

旧	新
別表 1 原子吸光分光光度計	別表 1 原子吸光分光光度計
	別表 2 誘導結合プラズマ発光分光分析法
	別表 3 誘導結合プラズマ質量分析法
別表 2 原子吸光分光光度計	別表 4 原子吸光分光光度計
	別表 5 誘導結合プラズマ発光分光分析法
	別表 6 誘導結合プラズマ質量分析法